

## 令和元年第4回定例会(令和元年12月20日)

総務企画消防委員会委員長 (手束 貴裕 委員長)

総務企画消防委員会は、去る12月10日の本会議において付託を受けました『議第113号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分、その他10議案につきまして、翌11日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第113号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第4号) 関係部分』及び職員課に係る『議第114号』から『議第118号』までの特別会計補正予算5件についてであります。

『職員課』関係部分では、当局から、これらの予算議案は、今年度の人事院勧告等に準じた給料、職員手当等の見直し等によるものであり、具体的には、給料については勧告に伴う増加に対し、普通退職者の発生・育児休業者の増加で差し引き194万7,000円の減額を、また、職員手当については勤勉手当が0.05月分増えること等により、3,605万8,000円の増額を、さらに、共済費の増額や報酬の増額等について、詳細な説明がなされた次第であります。

委員から、民間給与の実態調査をどのように行っているのか、との質疑に対し、当局から、国においては従業員50人以上の企業を無作為に抽出し、約12,500社を調査している。との答弁がなされました。

続きまして、『財政課』関係部分では、地方交付税法第10条の規定に基づく国の決定により、普通地方交付税2億9,152万2千円、臨時財政対策債3,131万1千円を追加計上し、また、今回の補正予算額を調整するために財政調整基金繰入金を1億円、予備費を488万1千円減額する旨の説明がなされました。

採決の結果、いずれの予算議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例改正議案及び条例の制定に関する議案であります。

まず、『議第126号 特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について』及び『議第127号 別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について』の2議案は、予算議案と同様に、人事院勧告等により、特別職の

期末手当の引き上げ、及び職員の給料月額・期末勤勉手当を引き上げるための条例改正であるとの説明がなされました。

続きまして、『議第123号 別府市役所事務分掌条例の一部改正について』では、市民ニーズや行政課題などに対応するため、必要な体制の整備を図ることを目的とした組織改編を令和2年4月1日に予定しているため、条例改正するものである旨の説明がなされました。

委員から、機構改革で「防災局」を新設するねらいは何かとの質疑に対し、当局から、災害は今よりも小さくなることはないとの認識のもと、局を新設することにより常日頃から全庁体制での準備が可能となり、市長、副市長指揮のもと情報の意思伝達のスピード化が図られることがねらいであるとの答弁がなされました。

次に、『議第125号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について』防災危機管理課関係部分であります。この議案は会計年度任用職員制度の開始をはじめとする非常勤職員制度の改正で特別職の任用の厳格化がされたことに伴う条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

これに対し委員から、今後、特別職の非常勤職員ではなく、どういう位置づけとなるのかとの質疑がなされ、当局から、個人委託か有償ボランティアの方法が考えられ、県内の動向を注視し決めていきたいとの答弁がなされました。

最後に、『議第124号 別府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について』であります。当局から、教育委員会の職務権限であった「スポーツに関すること」のうち、学校における「体育に関すること」を除く「スポーツに関すること」を市長が管理、執行することに伴い、条例を制定する旨の説明がなされました。

委員から、スポーツ施設の管理は今後、どのようになるのか、との質疑に対し、当局から、スポーツ施設については4月1日から、いきいき健幸部に所属する予定であるスポーツ推進課が所管し、スポーツによる健康増進を図る。との答弁がなされました。

採決の結果、4件の条例改正議案と1件の条例の制定に関する議案については、一部の議案で委員から反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。